鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について

資料2

鳴瀬川水系河川整備計画とは

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。

「鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）」は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成19年8月に策定されました。

計画の対象区間及び対象期間

【計画の対象区間】
本計画は、国土交通省の鳴瀬川水系における管理区間（大臣管理区間）である92．46kmとしています。

【計画の対象期間】
本計画の対象期間は、概ね30年間としています。

鳴瀬川水系流域図

対象河川		
河川名		延長（km）
鳴瀬川		40.9
吉田川		31.9
善川		3.96
竹林川		4.2
鞍坪川		1.1
多田川		3.5
鳴瀬川ダム	筒砂子川	6.9

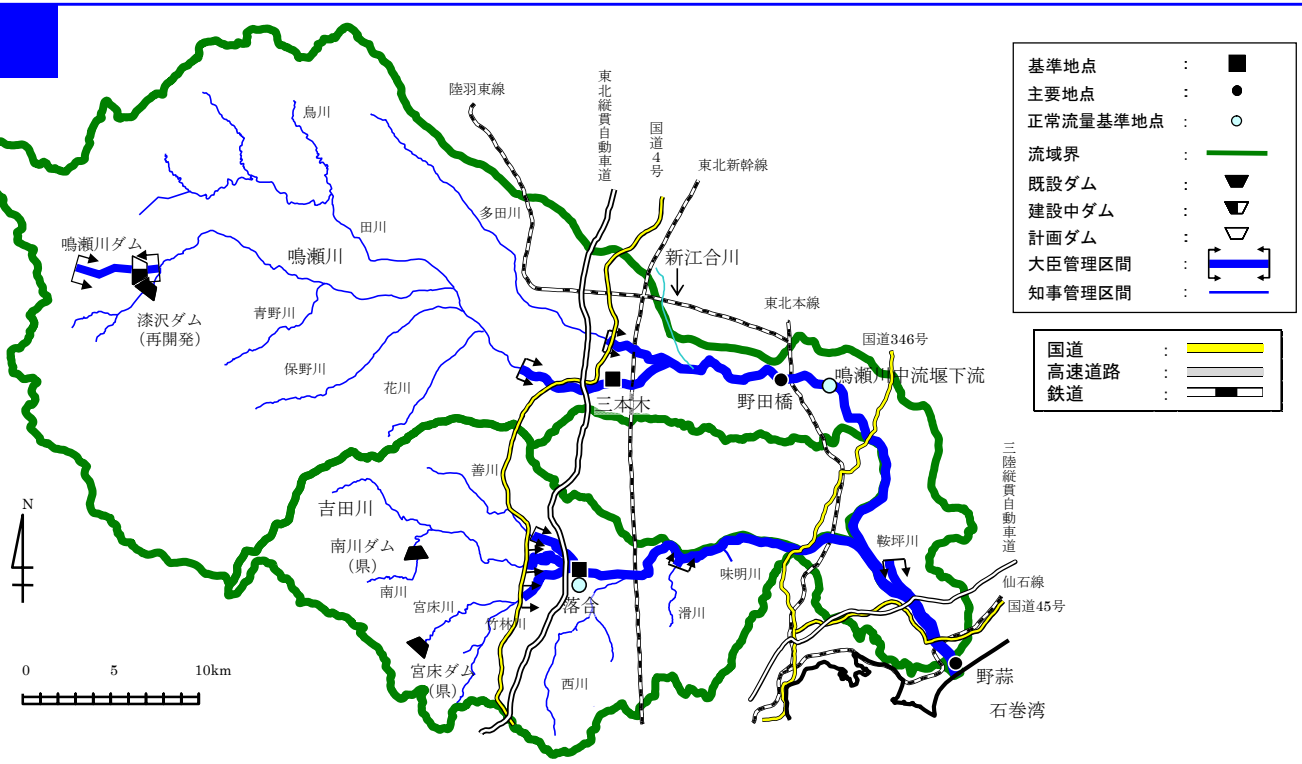

今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

POINT ① 河川整備目標を変更します。

- 鳴瀬川では戦後最大、吉田川では戦後第二位の洪水である「カスリン台風（昭和22年9月洪水）」と同規模の洪水を安全に流すことを目標に鳴瀬川水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施してきました。
- 平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」が、吉田川の整備目標である昭和22年9月規模を上回り、堤防越水等により浸水被害が生じたため、吉田川では当該洪水と同規模の洪水に河川整備計画の目標を変更しました。
- 今回は、吉田川で、「関東・東北豪雨」を上回る「令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）」が発生したことから、河川整備計画の目標を変更するものです。
- また、鳴瀬川本川では、「令和元年東日本台風」は昭和22年9月洪水規模に至らなかったものの、吉田川との安全度のバランスや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川整備計画の目標を変更します。

（今回の変更）

	【平成19年】河川整備計画策定時	【平成28年】関東・東北豪雨後の変更	【令和4年】令和元年東日本台風後の変更
鳴瀬川（三本木）	カスリン台風（戦後最大）と同規模の洪水を安全に流す 目標の流量 3,400m³/s ＜カスリン台風の規模＞ 鳴瀬川での流量 3,400m³/s	カスリン台風（戦後最大）と同規模の洪水を安全に流す 目標の流量 3,400m³/s 策定時と同じ ＜関東・東北豪雨の規模＞ 鳴瀬川での流量 2,400m³/s	カスリン台風に対して気候変動の影響を考慮した規模の洪水を安全に流す 目標の流量 3,800m³/s 前回から＋400m³/s ＜令和元年東日本台風の規模＞ 鳴瀬川での流量 2,600m³/s
吉田川（落合）	カスリン台風（戦後第二位）と同規模の洪水を安全に流す 目標の流量 1,400m³/s ＜カスリン台風の規模＞ 吉田川での流量 1,400m³/s	関東・東北豪雨（戦後第二位）と同規模の洪水を安全に流す 目標の流量 1,700m³/s 策定時から＋300m³/s ＜関東・東北豪雨の規模＞ 吉田川での流量 1,700m³/s	令和元年東日本台風（戦後第二位）と同規模の洪水を安全に流す 目標の流量 2,000m³/s 前回から＋300m³/s ＜令和元年東日本台風の規模＞ 吉田川での流量 2,000m³/s

今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

新たな整備計画では、**これまでの整備に加え、追加の河道掘削や、吉田川の中流部に遊水地を建設**することを計画しています。

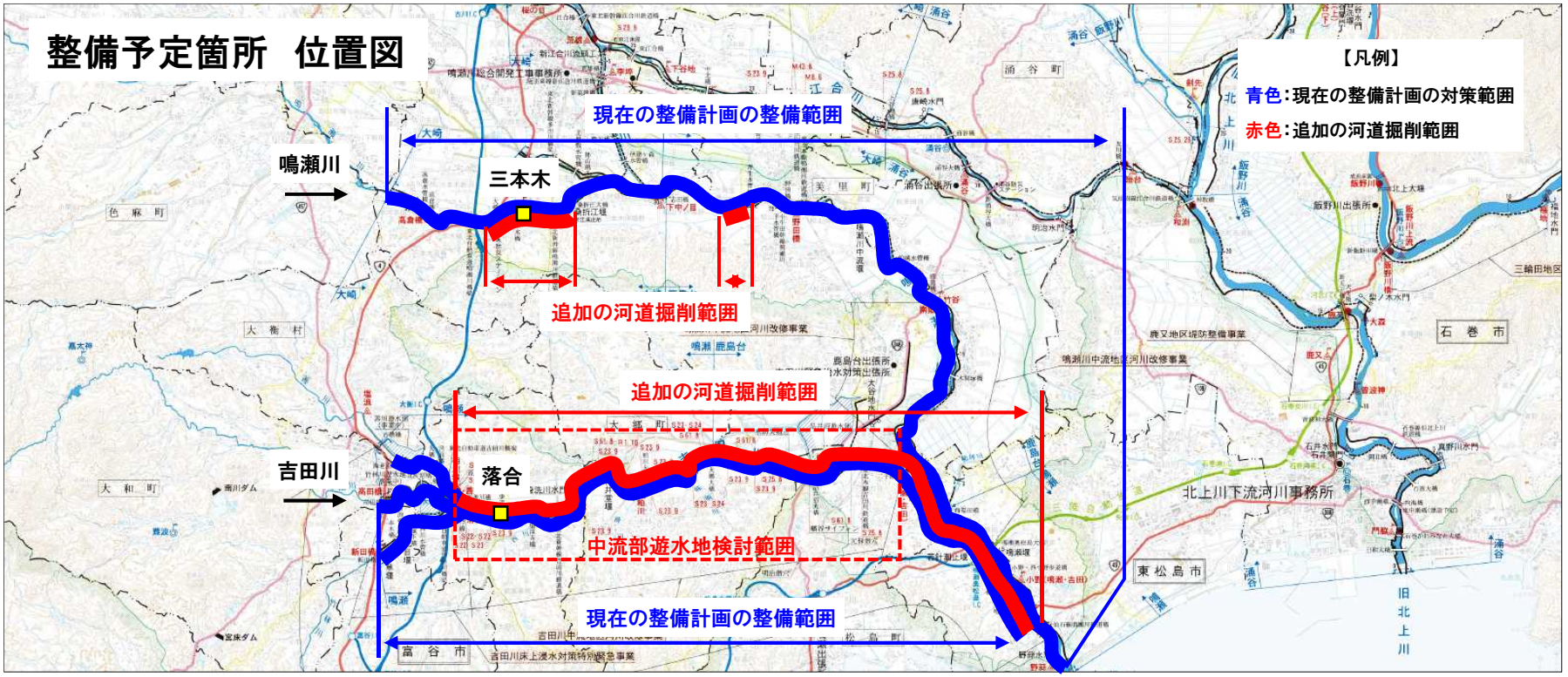

河道掘削のイメージ

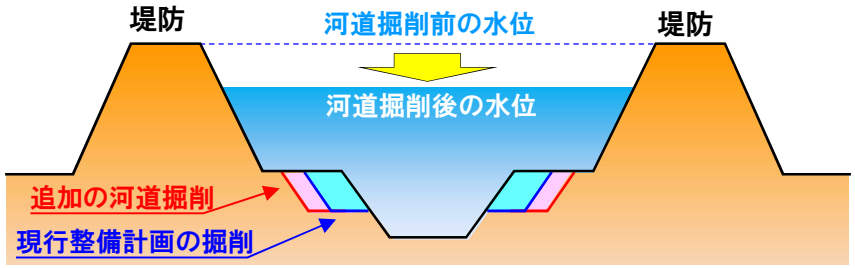

河道内の土砂を掘削することで、川の断面積を大きくして、水を流れやすくします。

遊水地のイメージ

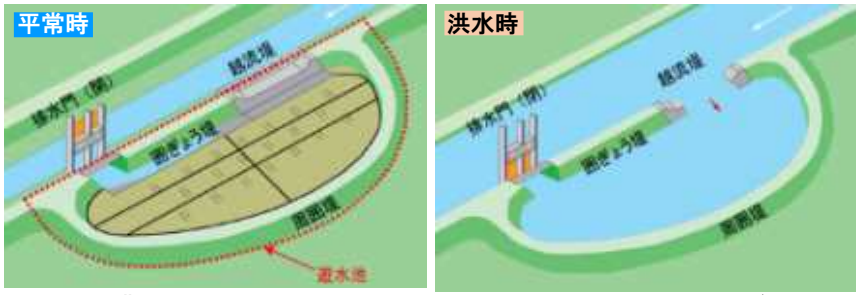

平常時は農地として利用し、洪水時は川の水を溜めて、河川の水位を下げます。

今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

POINT ② 法律の改正及び答申等を受け、河川整備計画を見直します。

法律の改正、答申等を受け、**施設能力を超過する洪水が発生することを前提**に、国・県・市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う**「流域治水」を推進する**ことなどを本文に記載します。

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)施行
- 気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う時速可能な「流域治水」への転換

POINT ③ 鳴瀬川総合開発事業の基本計画策定に伴い内容を修正します。

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設(再開発)に関する基本計画が策定されたことに合わせ、本文中に記載のあった鳴瀬川総合開発事業に関連するダムの名称を修正します。

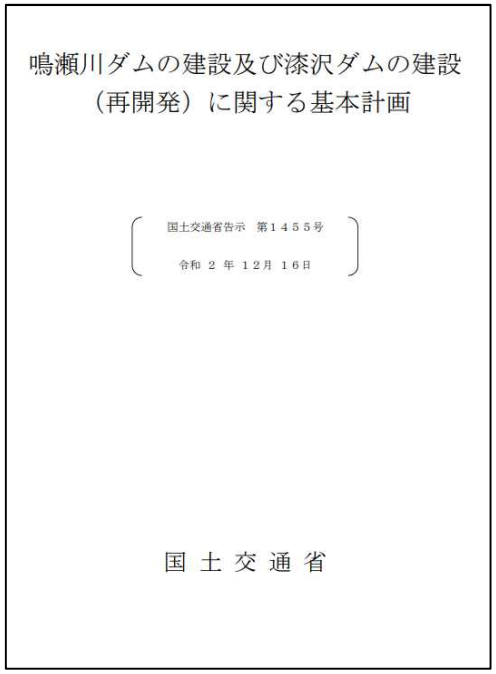

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設
(再開発)に関する基本計画

国土交通省告示 第１４５５号

令和 ２ 年 １２月 １６日

国 土 交 通 省

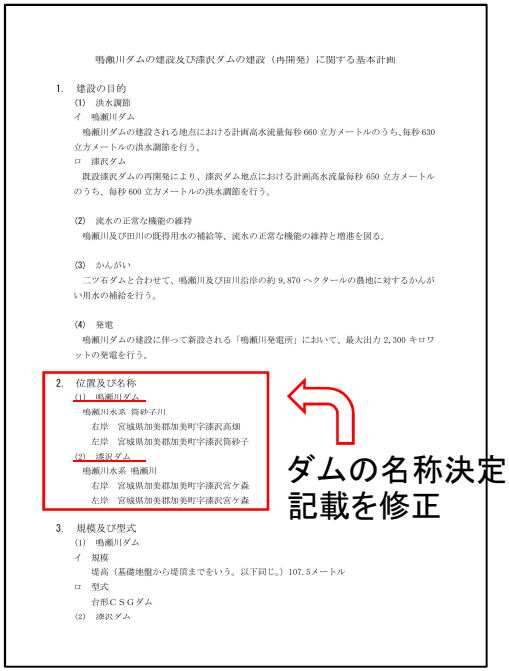

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に関する基本計画

1. 建設の目的
(1) 洪水調節
イ 鳴瀬川ダム
鳴瀬川ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 660 立方メートルのうち、毎秒 630 立方メートルの洪水調節を行う。
ロ 漆沢ダム
既設漆沢ダムの再開発により、漆沢ダム地点における計画高水流量毎秒 650 立方メートルのうち、毎秒 600 立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持
鳴瀬川及び田川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) かんがい
二ツ石ダムと合わせて、鳴瀬川及び田川沿岸の約 9,870 ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。

(4) 発電
鳴瀬川ダムの建設に伴って新設される「鳴瀬川発電所」において、最大出力 2,300 キロワットの発電を行う。

2. 位置及び名称
(1) 鳴瀬川ダム
鳴瀬川水系 筒砂子川
右岸 宮城県加美郡加美町字漆沢高畑
左岸 宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子
(2) 漆沢ダム
鳴瀬川水系 鳴瀬川
右岸 宮城県加美郡加美町字漆沢宮ケ森
左岸 宮城県加美郡加美町字漆沢宮ケ森

3. 規模及び型式
(1) 鳴瀬川ダム
イ 規模
堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。以下同じ。）107.5メートル
ロ 型式
台形ＣＳＧダム
(2) 漆沢ダム

ダムの名称決定に伴い、整備計画本文の記載を修正